

収 入
印 紙

訴 状

令和4年7月29日

東京地方裁判所 御中

原告訴訟代理人弁護士 * * * *

〒8**-**** 福岡県*****

原 告 X

〒8**-**** 福岡県*****

**法律事務所 (送達場所)

上記訴訟代理人弁護士 * * * *

電 話 09**-**-****

F A X 09**-**-****

〒100-0013 東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

被 告 国

上記代表者法務大臣 古 川 禎 久

国家賠償請求事件

訴訟物の価額 金770万0000円

手数料額 金4万2000円

第1 請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対し、770万0000円及びこれに対する令和2年7月17日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え
 - 2 訴訟費用は被告の負担とする
- との判決を求める。

第2 請求の原因

	目	次
1	当事者等	2
2	前民事訴訟の経緯（前提事実）	3
3	前国賠訴訟において違法な裁判が順次4件にわたってなされたこと（公務員の行為、職務関連性、違法性、故意・過失）	
	(1) 第一審及び控訴審	11
	(2) 上告審	25
	(3) 再審	29
4	仮に故意や意図性（違法又は不当な目的等）の事実までは認定できなかったとしても、やはり国賠法上の違法性が認められること	31
5	因果関係	34
6	損害	34
7	結語	36

1 当事者等

(1) 原告

原告は、福岡地方裁判所及び福岡高等裁判所の裁判官らの行った民事訴訟の一連の裁判（後記2参照。以下「前民事訴訟」という。）に違法があったとして国を被告として国家賠償請求訴訟（後記3参照。以下「前国賠訴訟」という。）を提起し、原告、控訴人、上告人、再審原告として同訴訟手続を遂行した者である。

本件訴訟は、前国賠訴訟の各審級の裁判の違法を理由として、今般、別途に、国を被告として、国家賠償請求の訴えを提起するものである。

(2) 被告国及び公務員

下記アからエの裁判官らは、合議体で、前記(1)の前国賠訴訟の各審級を順次担当した者で、当然、いずれも、被告国の、公権力の行使に当たる公務員である。

記

ア 東京地方裁判所民事第24部市原義孝裁判官（裁判長）、奥田大助裁判官及び佐々木康平裁判官（前国賠訴訟の第一審（東京地方裁判所平成30年（ワ）第15609号事件。平成31年2月13日判決言渡し。甲6。）を合議体として担当。以下「東京地裁民事第24部」という。）

イ 東京高等裁判所第16民事部萩原秀紀裁判官（裁判長）、馬場純夫裁判官、片野正樹裁判官（前国賠訴訟の控訴審（東京高等裁判所平成31年（ネ）第1162号事件。令和元年8月1日判決言渡し。甲7。）を合議体として担当。以下「東京高裁第16民事部」という。）

ウ 最高裁判所第三小法廷宮崎裕子裁判官（裁判長）、戸倉三郎裁判官、宇賀克也裁判官、林道晴裁判官（前国賠訴訟の上告審（最高裁判所令和元年（オ）第1587号、同年（受）第1961号事件。令和2年3月17日棄却決定。甲8。）を合議体として担当。以下「最高裁第三小法廷（上告審）」という。）

エ 最高裁判所第三小法廷宮崎裕子裁判官（裁判長）、戸倉三郎裁判官、林景一裁判官、宇賀克也裁判官、林道晴裁判官（前国賠訴訟の再審（最高裁判所令和2年（ヤ）第119号事件。令和2年7月17日棄却決定。甲9。）を合議体として担当。以下「最高裁第三小法廷（再審）」という。）

2 前民事訴訟の経緯（前提事実）

(1) 前民事訴訟の請求内容及びそれに係る事実等

^X原告は、その亡母が生前行っていた貸金業者等との取引に関して、同亡母^Kの死後、司法書士法3条2項2号所定の法務大臣の認定を受けた司法書士（

以下「認定司法書士」という。)である訴外某司法書士(以下「Y」という。)
に債務整理事務(過払金返還請求を含む。)を依頼し、平成21年4月1
0日、原告とYとの間で委任契約(以下「原告・Y間委任契約」という。)
が締結されたところ、Yが

- ① 訴外旧株式会社武富士(以下「武富士」という。)から開示された取引
履歴に基づき利息制限法所定の制限利率で利息引直し計算した結果、同社
に対する過払金が元金190万4735円、元利合計で242万7705
円と計算され、認定司法書士の権限の範囲(司法書士法3条1項6号、7
号)を超える金額であると判明したにもかかわらず、当該過払金返還請求
事務を自ら処理することを中止して同事務が弁護士に引き継がれるよう配
慮や取り計らいをするなど合理的な措置を取らずに、自ら同過払金元利金
額の返還を同社に対し請求し(甲1(前民事訴訟における乙第9号証))、
引き続き同社と返還交渉を行ったが、交渉は進展せず、当該事務を自ら抱
え込んだままにし、そのようにして迅速に処理することを怠って時間を徒
過し、この結果、同22年9月の武富士の会社更生手続申立てまでに同過
払金回収が間に合わず、同更生手続による管財人からの弁済金約9万円を
除く大半の過払金の回収の機会を喪失することとなり、
- ② 訴外株式会社ライフ(以下「ライフ」という。)と過払金返還について
原告の代理人として和解契約を締結して4万円を受領したにもかかわらず、
この金員を本人である原告に引き渡さずにおり、またそのような和解
契約締結と和解金受領を本人である原告に報告することを怠り、
- ③ 武富士及びライフ以外の訴外業者3社に対する残債についての債務整理
事務を放置し、
- ④ 前記①の武富士の会社更生手続について、同手続が開始されたことを原
告に知らせないまま、原告の承諾なく勝手に原告の氏名を記載した書面を
作成したり原告のものではない原告の姓の印章を勝手に使用したりするこ

とにより、同手続関連の一連の原告名義有印文書を作成して武富士管財人や裁判所に提出する等の著しく不正な行為をした

ことを理由として、原告は、同25年6月、Yを被告として、委任契約の債務不履行及び不法行為に基づき、前記①の過払金未回収額及び前記②の過払金未引渡額並びに前記①から④のYによる不当ないし不正な事務処理によって被った精神的苦痛の慰謝料の合計額に弁護士費用としてその1割を加えた金額である348万8307円（第一審の段階では317万1189円）と遅延損害金の支払を求める民事訴訟（前民事訴訟。なお、前国賠訴訟中では「前訴」と表現されている。）を提起した。

(2) 第一審（福岡地方裁判所久留米支部平成25年（ワ）第236号事件）

ア この前民事訴訟の第一審においては、前記(1)①の武富士に対する過払金の返還請求をYが行っていたことを明文で示すY作成の平成21年6月5日付け「過払金返還請求通知書」（甲1）がYから書証乙第9号証として提出され、当事者双方ともこの書証の存在とその記載された文言内容を前提とした主張立証を繰り広げ、裁判官自身も、原告本人尋問において当該書証を念頭においた質問をするなど当該書証の存在と記載文言内容を前提とする審理を行っていた。

イ ところが、福岡地方裁判所久留米支部 A 裁判官による第一審判決（同27年3月25日言渡し。甲2。）は、「判断の基礎となる事実」の項の中では「（平成21）年6月5日付けで、被告は武富士に対し242万7705円の過払金の返還請求をした（乙9）。」（甲2の15頁9～10行目）と摘示する一方、Yは実際にはそのような主張を訴訟において一切行っていなかったにもかかわらず、「被告の主張」を摘示する項において「（原告の弟）^Nの相続放棄の申述が受理されたのは平成21年11月9日であり、同年6月5日時点では未だ原告の相続額が140万円を超えることが確定していなかった。」と記載し（甲2の5頁13～17行目）、

その上で、結論となる判断を示す項において「そうすると、同年6月5日時点においては、未だ原告が武富士に対し140万円を超える過払金返還請求をすると確定したとはいえないから、原告が直ちに事務の取扱を中止すべきであったと認めることはできない。」と判示し（甲2の20頁最下行～21頁2行目）、さらに、原告の亡母^Kに係る相続放棄申述手続（なお、相続放棄前の当初の同亡母^Kの相続人は、原告自身と原告の弟^Nの2名であった。）にYが関与していたとの原告の主張を7点の論拠を挙げながら斥け（甲2の11頁2行目～12頁10行目）、但し、Yの事務処理に一部不適切な点があったとして、原告の請求額のうち僅か11万円のみを認容し、その余の請求は棄却した。

(3) 控訴審（福岡高等裁判所平成27年（ネ）第434号事件）

ア この第一審判決に対し、原告（前民事訴訟一審原告）とY（前民事訴訟一審被告）双方が控訴した。

イ この控訴審において、原告からの「(平成21年6月5)日、被告(Y)は、武富士に対し、(原告の亡母^K)の相続人である原告の代理人である旨を表示して、・・・算定された過払金元利合計242万7705円全額の返還を請求する「過払金返還請求通知書」(乙9)を発した。」との事実主張に対し、Yは「認める。」と陳述した。そこで、原告は、当該事実につきYによる裁判上の自白の成立を主張した。Yからも、この自白成立の主張に対しては、否定も何の反論もなされなかった（ちなみに、Yは、第一審に引き続き、当該「過払金返還請求通知書」(甲1)の記載内容の事実を前提とした上で様々な抗弁を挙げるという主張を展開していた。).

ウ ところが、福岡高等裁判所第4民事部（ B 裁判官（裁判長）、 C 裁判官、 D 裁判官（主任））による控訴審判決（同28年5月13日言渡し。甲3。）は、第一審判決の判決理由（「事実及び理由」の部分）を引用することなく全面的に書き改めた上で、前記イの自白成立につ

いて全く触れることなく、当該「過払金返還請求通知書」(甲1)は、「過払金242万7705円のうち一審原告が相続分を有する範囲の返還を請求するものであったと合理的に解釈するのが相当である。」と判示し、同通知書発送後にYが武富士と同過払金全額につき返還交渉を行っていたことにも、Yが原告の亡母に係る相続放棄申述手続に^K関与していたことにも、Yが原告・Y間委任契約締結前に原告の弟の債務整理を受任していたことにも全く触れずに、第一審における請求認容部分を取り消した上で、原告の請求を全部棄却した。

(上記の「過払金242万7705円のうち一審原告が相続分を有する範囲の返還を請求するものであったと合理的に解釈するのが相当」との判示は、原告の相続分が2分の1だから武富士への請求金額は「過払金返還請求通知書」(甲1)の表記金額の2分の1である121万3852円であって、Yの行為は非弁行為に当たらないと言いたかったもののようなものである。しかし、それでは同「通知書」の記載文言(金額の数字)に全く反しているし、もしそうなら最初から121万3852円を請求すると金額を記載しておけばよいのだから、これは明らかに馬鹿げた事実認定である。そもそも当事者(Y)すらそのような無茶な主張はしていなかった。)

(4) 上告審

この控訴審判決に対し、原告は理由不備・齟齬を理由とする上告及び上告受理申立てを行ったが、最高裁判所第二小法廷(小貫芳信裁判長)は、「事実誤認又は単なる法令違反を主張するもの」として決定で上告を棄却し、上告受理もせず(平成28年(オ)第1208号、平成28年(受)第1539号。甲1の末尾)、前記控訴審判決は確定した。

(5) 再審(福岡高等裁判所平成28年(ム)第32号事件)

ア しかし、前記(3)ウの控訴審判決は余りにも不条理であり到底承服できるものではなかったため、原告は、確定した同控訴審判決(甲3)には次の

①から④の4点の重要事項の判断遺脱があるとして再審の訴えを提起した
(甲4の4頁目以下の別紙部分)。

① 主要事実たる規範的要件(注意義務違反)の評価根拠事実と位置づけられる、認定司法書士であるYが、後記②の事実の後平成21年10月頃にかけて、武富士に対する元金140万円を超える過払金返還の交渉の法律事務を取り扱っていた事実(以下「①の事実」という。)

② 主要事実たる規範的要件(注意義務違反)のもう一つ別の評価根拠事実と位置づけられる、認定司法書士であるYが、同年6月5日付け「過払金返還請求通知書」(甲1(前民事訴訟における乙9))により、武富士に対する元金140万円を超える過払金返還の請求の法律事務を取り扱っていた事実(以下「②の事実」という。) についての自白の成立

③ ②の事実を推認させる重要な間接事実と位置づけられる、Yが原告(前訴一審原告)の亡母^Kの相続に係る相続放棄手続に関与していた事実(以下「③の事実」という。)

④ ②の事実を推認させるもう一つ別の重要な間接事実と位置づけられる、平成21年4月10日の原告・Y間委任契約に先立つ同15年ころ、Yが原告の弟^Nの債務整理を受任していて、その後(平成21年当時も)同弟^Nの債務整理が進展しないままであった事実(以下「④の事実」という。)

イ(ア) これに対し、福岡高等裁判所第2民事部(E 裁判官(裁判長)、 F 裁判官、 G 裁判官(主任))は、確定判決(控訴審判決)の判文(甲3)中のどこにも記載がないことがその文面上明らかであるにもかかわらず、同確定判決が①の事実「に関する認定判断をしていることは、判文上明らかである」とし、また、②の事実については、そ

れ自体でなくその自白が問題となっていて（甲4の1頁の17～18行目）、後者（自白）については確定判決の判文（甲3）中のどこにも記載がないことがその文面上至って明らかであるにもかかわらず、前者（②の事実自体）の認定判断があることしか判示しなかった（甲4の1頁下から4行目～最下行）。

- (イ) さらに③の事実については、これも確定判決の判文（甲3）中のどこにも記載がないことがその文面上至って明らかなのであるが、福岡高裁第2民事部は、確定判決中の具体的箇所を摘示するなどの根拠を示すことなく、単に「確定判決の裁判所は、同事実が認められないとしてこれを認定しなかったものであ（る）」と判示し、これを「消極的認定」だと述べ、「この点について判断遺脱はない」とした（甲4の1頁最下行～2頁6行目。傍点を付加した。）。なお、「この点」が③の事実を指しているのか、それとも他の何かを指しているのか、非常に曖昧な文章となっている。

（このように、前民事訴訟の再審請求棄却決定の判示のうち、特に③の事実に係る判示部分は、不条理の極みとも言うべきものである。）

- (ウ) ④の事実については、共同相続人である原告の弟が債務整理が必要なほどの負債を抱えた状態であるとすれば、仮に遺産を取得しても債権者への弁済に充てられるだけの結果となる同弟は相続を放棄して、原告のみが遺産である過払金全額を取得する、という処理がごく自然な成り行きであることは、法律関係者なら容易に想像がつくことであるにもかかわらず、同部は「主要事実（注意義務違反の評価根拠事実）の間接事実として位置づけられるものとはいいい難い」と判示し（甲4の2頁6～8行目）、さらに、原告が再審訴状において④の事実は③の事実と並列して②の事実（主要事実）を推認させる間接事実であるという位置づけを提示した（甲4の別紙「再審訴状」の9頁下から8行目～10頁下から

6行目)にもかかわらず、「④の事実から直ちに③の事実を推認することも困難である」などとまるでの外れな判示をし、結局、④の事実は「その判断を欠くことによって判決に影響を及ぼすものとは到底解されない。」とした(甲4の2頁10～11行目)。

ウ このようにして前記アの①から④の全ての項目を否定した上で、福岡高等裁判所第2民事部は、平成29年1月26日、再審請求を棄却する決定を行った(甲4)。

(6) 抗告許可申立て(福岡高等裁判所平成29年(ラ許)第11号事件)

ア この再審請求棄却決定に対し、原告は、前記(5)イ(ア)の②の事実の自白の論点の判示は、弁論主義の第2原則(自白の裁判所拘束力)という最高裁・大審院判例への相反であること、前記(5)イ(イ)の③の事実の論点の「消極的認定」なる概念を介在させることによって判断遺脱は存在しないとの結論を導き出す立論は実務上も学説上も前例がなく、かかる立論が民訴法338条1項9号の解釈論として妥当であるか否かは法令の解釈に関する重要な事項に当たること、その他2点を理由として、民訴法337条2項に基づき最高裁判所への抗告の許可を申し立てた。

なお、この申立ては、平成29年2月21日夕刻午後4時過ぎころ福岡高等裁判所第2民事部所属の裁判所書記官への直接手渡しによる申立書提出により行われた。

イ ところが、福岡高等裁判所第2民事部(H 裁判官(裁判長)、F 裁判官、G 裁判官(主任))は、その翌日である同月22日、理由として「原決定には、民事訴訟法337条2項所定の事項が含まれているものとは認められないから、本件申立ては理由がない。」としか示さずに、抗告不許可の決定をした(甲5)。

ウ しかしながら、同法同条同項の抗告許可は、申立てを受理した高等裁判所の裁量によるものではなく、要件を満たす限りは「抗告を許可しなけれ

ばならない」という義務的なものであるのだから、それ相応の慎重な検討が必要なはずであるところ、日時的経緯からして、同部が、本申立ての内容を実質的に検討したとは到底考え難い。

(7) 特別抗告審

原告は、前記(5)の再審請求棄却決定に対し同決定は理由が成り立っておらず不当であり憲法32条（裁判を受ける権利）違反があるとして、さらに前記(6)の抗告不許可決定に対し憲法32条、31条（適正手続）等の違反があるとして、それぞれ特別抗告をしたが、最高裁判所第二小法廷（小貫芳信裁判長）は、両方の特別抗告につき、「違憲をいうが、その実質は単なる法令違反を主張するもの」として決定で棄却した（平成29年(ク)第368号、369号）。

(8) なお、最高裁判所による前記(4)及び(7)の棄却等の決定は、いずれも、単なる法令違反を主張するものだとか違憲はないとかのごく形式的な判示をしただけであって、下級審の各裁判に法令に反する瑕疵は存在しないとかこれらの裁判は正当であり是認できるとかいった実質的な判断は、全くしていない。このことはよく留意されるべきである。

3 前国賠訴訟において違法な裁判が順次4件にわたってなされたこと（公務員の行為、職務関連性、違法性、故意・過失）

(1) **第一審**（東京地方裁判所平成30年（ワ）第15609号事件）及び**控訴審**（東京高等裁判所令和元年（ネ）第1162号事件）

ア 第一審判決

原告は、前民事訴訟において前記2(2)(3)(5)(6)の各審級を担当した裁判官らが行った争訟の裁判にはそれぞれ民訴法違反の瑕疵があり（その概要は前記2のとおり。）、それらはいずれも意図的でなければ到底生じ得ないものであって、殊更な歪曲が敢行されたと見るべきであるから、いずれについても国家賠償法（以下「国賠法」という。）上の違法性も認められる

などとして、平成30年5月、国家賠償請求訴訟（前国賠訴訟）を提起した。ところが、東京地裁民事第24部（前記1(2)ア記載の裁判官ら）は、別紙1記載の内容の判決を下し、請求を棄却した（以下、「本件前国賠第一審判決」という。甲6。）。

イ 控訴審判決

アの判決に対し原告が控訴したところ、東京高裁第16民事部（前記1(2)イ記載の裁判官ら）は、前記アの第一審判決の判決理由を一部修正を加えた上でほぼ全部引用した理由によって、別紙2記載の内容で控訴棄却の判決を下した（以下、「本件前国賠控訴審判決」という。甲7。）。

ウ 裁判の瑕疵（違法性の客観面）

(ア) 「(原告の主張)の諸点等をもってしても」云々の立論が成り立たないこと

(あ) 本件前国賠第一審判決及びこれを引用する本件前国賠控訴審判決は、前民事訴訟の担当裁判官らの職務行為についての国賠法上の違法性等の有無に係る「原告の主張」として、別紙1（本件前国賠第一審判決書）中の11頁15行目から16頁15行目まで（「事実及び理由」の第2の4(2)項）のように摘示した上で（即ち、この摘示箇所が以下の「前記第2の4(2)（原告の主張）の諸点等」あるいは「上記の諸点等」である。）、次のように判示する。

「原告は、前記第2の4(2)（原告の主張）の諸点等によれば、前訴担当裁判官が、強引に原告を敗訴させようとの違法ないし不当な意図をもって、裁判官として付与された権限の趣旨に明らかに背いて、争訟の裁判その他の職務行為を行ったということが出来るから、前訴担当裁判官の職務行為には、国賠法上の違法性及び故意又は少なくとも過失が認められる旨主張する。

しかしながら、上記の諸点等をもってしても、前訴担当裁判官が、

その付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行行使したものと認め得るような特別の事情があるとは認めるに足りない」（別紙1中の18頁13～20行目。甲6。なお、引用文に傍線及び傍点を付加している。）

(い) しかしながら、判決の言うこの「前記第2の4(2)（原告の主張）の諸点等」をもってすれば、言い換えれば、当該「諸点等」の記載内容を仮に是認してこれをそのまま前提とするならば、その記載内容（「強引に原告を敗訴させようとの違法ないし不当な意図をもって、殊更な歪曲が慣行された、少なくとも、裁判官として付与された権限の趣旨に明らかに背くものであった」、「無理やりなこじつけをしている」、「原告全面敗訴に導こうという積極的悪意をもって努めていた」などとの記載を含んでおり、明らかに前民事訴訟の担当裁判官らの故意の事実の主張が含まれている（別紙1中の12頁15行目・13頁1～4行目・13頁25行目・14頁1～4行目・15頁14～16行目・16頁11～13行目。甲6。))からして、前民事訴訟の担当裁判官らが違法又は不当な目的をもって、付与された権限の趣旨に明らかに背いて争訟の裁判その他の職務行為を行ったという結論以外に達することはあり得ない。そして、これは、最判昭和57年3月12日（以下「昭和57年最判」という。後記4(1)ア参照。）の言う「特別の事情」の具体例そのものと言うほかない。

つまり、当該「諸点等」（即ち前民事訴訟の担当裁判官らの故意の事実）を原告の主張として摘示した以上は、昭和57年最判の「特別の事情」の要件を否定するためには、当該「諸点等」の内容を否定する事実認定（例えば「そのような故意の事実は認められない」といった認定）なり、あるいは前民事訴訟の各審級の裁判にそもそも「瑕疵」は存在しないとされた法律上の認定判断なりを行う必要があったは

ずである。しかし、本件前国賠第一審判決中にも本件前国賠控訴審判決中にも、そのような判断は全く存在しない（なお、前民事訴訟第一審判決（前記2(2)）については、後記(ウ)(エ)のとおり括弧書きの説明が付されており、おそらくは同判決の瑕疵を否定したかったもののように見えなくもないが、この括弧書きの説明は、同判決の問題点として原告から指摘された事項のごく一部にしか触れておらず完全な反論になっていないし（さらにその説明内容自体も後記(ウ)(エ)のとおり不合理である。）、そもそも、同判決以外の前民事訴訟の他の3件の裁判（前記2(3)(5)(6)）については全く説明が無く、却って同他の3件の裁判に瑕疵があることは否定できないと述べているようなものである。ちなみに、前民事訴訟の控訴審判決（前記2(3)）は原判決たる第一審判決の理由を全面的に書き改めていて内容の論理的連続性が全く無いのだから、いくら第一審判決（甲2）についてのみ説明を加えたとしても、控訴審以下の他の3件の裁判（甲3～5）に係る説明とはなり得ない。）。

(ウ) 従って、「(原告の主張)の諸点等をもってしても」云々の立論（前記(ア)）は論理において明白かつ著しい飛躍ないし欠落があつて、理由として全く論理的に成り立っておらず、極めて不合理なものである。よって、この点明らかに瑕疵がある（上告理由的に表現すれば、理由不備である（最判平成11年6月29日参照。）。）。

(イ) 被告（被控訴人）国による自白の摘示の欠落

(ア) 前国賠訴訟において、被告（被控訴人）国は、原告の主張する事実は「違法性を基礎づけるものではない」として一切争わなかった（前国賠訴訟の第一審の第1回口頭弁論調書（甲10の4頁下方。なお、甲第10・11号証中の頁数の表記については、各書証写し中に赤字で書き込まれた頁数を参照されたい。）。）。

(い) ところが、国が「争わない」としたこの事実の中には、当然、前記(ア)で触れた「前記第2の4(2) (原告の主張) の諸点等」の中に入っている前民事訴訟の担当裁判官らの故意の事実も含まれている。

(う) このように、「事実については特段争わない」という被告（被控訴人）国の陳述は前国賠訴訟において最重要の当事者の主張と位置づけられるべきものである（民訴法179条）。

それにもかかわらず、本件前国賠第一審判決・本件前国賠控訴審判決が、この「違法性を基礎づけるものではないから、（原告主張の）事実については特段争わない」という被告（被控訴人）国の主張を判決中で摘示しなかったのは、極めて異常であり、民訴法違反の瑕疵である（民訴法253条1項2号、2項）。

(え) なお、このように前国賠訴訟の被告（被控訴人）国が事実関係を全く争わなかったからこそ、その上で請求棄却の判決に導くために、前記(ア)で指摘したとおり、「上記の諸点等をもってしても」などという、どう見ても無理のある判決理由になってしまったものと見られる。

(ウ) 括弧書きの説明（前段）が成り立たないこと

(あ) 前記(ア)の「(原告の主張) の諸点等をもってしても・・・特別の事情があるとは認めるに足りない」の箇所後に引き続き、本件前国賠第一審判決（及びこれを引用する本件前国賠控訴審判決）は、どういう訳なのか、括弧書きで、前民事訴訟の福岡地方裁判所久留米支部による第一審判決（前記2(2)。甲2。）についてのみ何やら補足説明めいたものを付け加えている（他方、前民事訴訟の他の3件の裁判（控訴審判決（前記2(3)。甲3。）、再審棄却決定（前記2(5)。甲4。）及び抗告不許可決定（前記2(6)。甲5。）については言及していない。これは、前記2(3)(5)(6)記載で説明したとおりあまりにもそれらの不合理の度合いが酷すぎて、前国賠訴訟における原告からの指摘に対

し、東京地裁民事第24部・東京高裁第16民事部としても弁解や擁護を試みる余地すら全然見出せなかったということであろう。)

その括弧書きの説明前段(第1文)は、次のように記載している。

「(なお、原告は、前訴第一審判決においては武富士過払金返還請求通知書があたかも存在しないかのような事実認定がされたと主張するが、前記前提事実において述べたとおり、前訴第一審判決は、前诉被告が武富士に対し平成21年6月5日付けで242万7705円の過払金の返還請求をした旨を認定し、その証拠として武富士過払金返還請求通知書を掲記しているところである。」(別紙1中の18頁20～25行目参照。甲6。以下「括弧書き前段の説明」という。)

(い) しかしながら、そうだとすると、前民事訴訟の第一審判決(甲2)の結論がY司法書士の活動の非弁行為該当性を否定したこと(過払金に係る事務の取扱を中止する義務はないとしたこと)と明らかに矛盾を生じてしまう。

この点については、実は、前記2(2)イで触れたとおり、前民事訴訟の第一審判決(甲2)は、判決理由中の「判断の基礎となる事実」の項の中では「(平成21)年6月5日付けで、被告は武富士に対し242万7705円の過払金の返還請求をした(乙9)。(甲2の15頁9～10行目)と摘示する一方で、その後、判決理由の最後近くの結論となる判断を示す項においては「同年6月5日時点においては、未だ原告が武富士に対し140万円を超える過払金返還請求をすると確定したとはいえない」(甲2の20頁最下行～21頁2行目)と判示しており、このようにそれ自体として最初から矛盾する内容を孕んでいたのもあって、それ故に生じた問題なのである(なお、前国賠訴訟の訴状中の「(武富士過払金返還請求通知書)があたかも存在しないかのような事実認定がなされた」との原告の主張(甲10の16～

17頁)は、前民事訴訟第一審判決(甲2)の主文に直結する最後の結論部分の事実認定に着目して述べたものである。)

- (ウ) 東京地裁民事第24部は、おそらく前民事訴訟第一審判決の瑕疵を否定する意図をもってこの括弧書き前段の説明を加え、東京高裁第16民事部も同じ意図をもってこの説明箇所を維持したものと推測される。しかし、前記(イ)の説明のとおり、両部がどのように試みたとしても、この前民事訴訟第一審判決の矛盾を合理的に擁護することは、最初から不可能なことというほかない。そして、この括弧書き前段の説明によって、却って前民事訴訟第一審判決の欠陥・矛盾が浮き彫りとなってしまっている。

このように、この括弧書き前段の説明は、結局のところ理由として全然成り立っていない。つまり、著しい矛盾や不合理があり、瑕疵と評するほかない。

- (エ) 括弧書きの説明(後段)が成り立たないこと

- (ア) 前記(ウ)(ア)の括弧書き前段(第1文)部分に引き続き、括弧書きの後段(第2文)には、次のような記載がある。

「また、本件各相続放棄の申述手続への前诉被告の関与の有無については、客観的な証拠が乏しく、その判断は必ずしも容易ではないところ、前訴第一審判決はこれについて7点の論拠を挙げて詳細な検討を加えているのであって、いずれも成り立たないことが一見して明らかな稚拙で的外れなものばかりであるとする原告の主張は、心情的にはともかく、当たらないように思われる。」(別紙1中の18頁25～19頁4行目参照。甲6。以下「括弧書き後段の説明」という。)

- (イ) しかしながら、前国賠訴訟において原告が問題としていたのは、前民事訴訟第一審判決による当該「7点の論拠を挙げ」た検討(以下「7点の検討」という。甲2の11頁2行目～12頁10行目。)の内

容が極めて不合理であったことなのであって、当該「7点の検討」が「加えられた」か否か、「詳細」であったか否かではない。従って、この括弧書き後段の説明の箇所は結局無意味なコメントに過ぎない。

もし、この箇所が、「7点の検討内容は合理的で是認できる」などと真正面から肯定するものであったとしたら、判決理由の一部としてそれなりに一定程度の意味を有していたかもしれない。ところが、東京地裁民事第24部・東京高裁第16民事部をもってしても、当該「7点の検討」の内容自体を合理的なものだとして是認することはさすがに憚られたようであり、「・・・であるとする原告の主張は、情情的にはともかく、当たらないように思われる。」という、いかにも自信なさげな感想だか印象だかのような表現に留まっている（「情情的」なのは、寧ろ、前民事訴訟第一審の担当裁判官（前記2(2))を庇おうとする東京地裁民事第24部・東京高裁第16民事部の裁判官らのほうであったと言うべきであろう。）。

- (5) そもそも冷静に考えてみれば、もし仮にこの「7点の検討」が相応に合理的で首肯し得るものであったのであれば、前民事訴訟の控訴審（前記2(3)）がこれを引用するなどしてそのまま判決理由の一部として採用したはずである。ところが、前民事訴訟の控訴審は、前記2(3)ウで説明したとおり、原判決である前民事訴訟第一審の判決理由を全く引用せずに全面的に書き改め、その書き改めた判決理由の中で、当該相続放棄申述手続にYが関与していたか否かの論点に全くふれなかった（甲3）。

つまり、この「7点の検討」は、前民事訴訟の控訴審（福岡高等裁判所第4民事部）の裁判官らをしても到底採用不可能な低水準のもの、判決理由として耐えられないものであったということである（なお、「7点の検討」の内容の不合理性については、前国賠訴訟の控訴理由

書の別紙部分（甲10の125～134頁）参照。）。

- (エ) 以上(イ)(ウ)のとおり、括弧書き後段の説明についても、やはり理由として全然成り立っていないというほかない。つまり、これも著しい不
合理があり、瑕疵と評するしかない。
- (オ) 本件前国賠控訴審判決の判文に前後矛盾が生じていること
- (ア) 本件前国賠控訴審判決は、引用した原判決たる本件国賠第一審判決
の判決理由中の「前提事実」の項中の前民事訴訟第一審判決の内容を
摘示した箇所（別紙1中の7頁19行目）に対し追加の補正を行い、
次の内容を挿入するよう改めた。
- 「(平成21年6月5日の)時点においては、いまだ控訴人が武富士
に対して140万円を超える過払金請求をすると確定したとはいえな
いから、前訴被告が直ちに事務の取扱いを中止すべきであったと認め
ることはできず、」（別紙2中の3頁10～13行目。甲7。）
- (イ) ところが、別の箇所では、本件前国賠第一審判決は「前訴被告（Y
）が武富士に対し同日付けで242万7705円の過払金の返還請求
をしたことを認定（した）」としており（別紙1中の7頁11～12
行目、18頁22～24行目（前記(ウ)(ア)参照）、本件前国賠控訴審判
決はこの部分を改めずにそのまま引用している（甲7））。
- (ウ) (ア)と(イ)は全く相容れない内容であり、これは、明々白々な判決理由
の前後矛盾である（上告理由的に表現すれば、理由齟齬である（最判
平成25年12月17日参照）。）。つまり、この点についても著しい
矛盾、不合理があり、瑕疵と言うほかない。
- (カ) このとおり、前国賠訴訟の第一審判決には少なくとも以上(ア)から(エ)の
4点で、前国賠訴訟の控訴審判決には少なくとも以上(ア)から(オ)の5点で、
外形的、客観的に明白な矛盾、不合理性又は法令違反、即ち瑕疵がある
と言える。

エ 違法又は不当な目的等（違法性の主観面）

以下の(ア)から(エ)の点からして、本件前国賠第一審判決及び本件前国賠控訴審判決の前記ウの瑕疵は意図的に生じたものと見られる。

即ち、東京地裁民事第24部及び東京高裁第16民事部において、前民事訴訟を担当した裁判官らの失態を糊塗隠蔽しようとの違法又は不当な目的をもって、殊更な歪曲が敢行された、少なくとも、裁判官による誠実な判断とは認められないような不合理な裁判がなされた、裁判官として付与された権限の行使の方法が甚だしく不当であった、付与された権限の趣旨に明らかに背くものであった、と結論づけるほかない。

従って、昭和57年最判の言う「特別の事情」が認められ、前記ウで説明した瑕疵の存在と相俟って、国賠法上の違法性が認められることになる。

(ア) 前記ウ(ア)(イ)の瑕疵に関して

(あ) 前記ウ(ア)に挙げた瑕疵は、前記ウ(ア)(イ)で説明しているとおおり、明白に非論理的で不合理なものである。東京地裁民事第24部及び東京高裁第16民事部の担当裁判官らは、民事裁判官として相当長期間かつ立派な職務経歴を有するところ（東京地裁民事第24部の裁判長市原義孝裁判官は最高裁判所調査官の経歴があり、現在は東京地方裁判所民事第3部の部の事務を総括する裁判官に就いておられるようである。東京高裁第16民事部の裁判長萩原秀紀裁判官は、東京法務局訟務部長、法務省人権擁護局長、金沢地方裁判所所長、名古屋家庭裁判所所長などを歴任されておられるようである。）、単なる過失、勘違いや見落としなどでかかる非論理的で不合理、不条理な判決文を作成することはあり得ない。

つまり、本件前国賠第一審判決・本件前国賠控訴審判決は、前国賠訴訟の請求を棄却するという結論を先に決めた上で意図的に歪曲を行った結果生じた判決だということである。

(い) そもそも、「前記第2の4(2) (原告の主張) の諸点等」として原告の主張を摘示しておきながら、その主張事実の存否の認定を行わないというのは、民事訴訟の判決の形式として、明白に異常である。

もし当該主張事実が請求原因事実該当しないというのなら、それを指摘して「主張自体失当」などと判示すべきであろうが、そういった判示はない。また、当該主張事実（即ち、前民事訴訟の担当裁判官らの故意の事実）が存在したとしても違法の結論とならない何らかの違法性阻却事由があるというなら、それを明確に示すべきであろうが、そういった判示もない。

かかる判文の異常性は、意図的、作為的でなければ絶対に生じ得ないものである。

(う) さらに言えば、前国賠訴訟において、被告国は事実関係を一切争わなかった（甲10の4頁下方）。法的評価については「争う」と述べたが、それでも前民事訴訟の各裁判（前記2(2)(3)(5)(6)）の「瑕疵」の有無については、原告からの求釈明に対しても被告国は応じずに何ら具体的な主張もなく、結局、「瑕疵」に当たるとの評価についても実質的には争っていない状況であった（甲10の6～7頁）。

従って、東京地裁民事第24部・東京高裁第16民事部としては、「前記第2の4(2) (原告の主張) の諸点等」の内容を否定する認定や判断を行うことは、やりたくてもとてもできない状況であった。

そこで、そのような認定や判断を飛ばして、「上記の諸点等をもつてしても」と続けたのであろうが、何の追加的な理由付けも根拠もなくそこから直接に国賠法上の違法性（昭和57年最判の「特別の事情」。後記4(1)ア参照。）を否定する結論に結びつけたのは、法曹としては到底考えられないような力づくの強引な論法であって、まさに非常識な歪曲というしかない。

つまり、本件前国賠第一審判決及び本件前国賠控訴審判決が、違法又は不当な目的をもって、付与された権限の趣旨に明らかに背いた権限行使をしたことは、至って明白である。

(え) その上、前国賠訴訟第一審では、口頭弁論期日において、市原裁判長からは、原告の主張する事実を争わないのかと出廷していた被告国の指定代理人に対して念を押すように確認を取る場面が複数回あった。そして、これに対し、被告国（指定代理人）は「争わない」とその都度明言した（特に、弁論終結の直前、市原裁判長は、原告の準備書面記載の主張中の「意図（故意）をもってでなければあり得ない殊更な歪曲や逸脱」という箇所（甲10の68頁中程）について争わないか被告国（指定代理人）に対して最後の念押しのように確認を取っていた。これに対してもやはり、被告国は、事実は争わない、法的評価やあてはめは争う、と従前の回答を繰り返すのみであった。）。

即ち、前国賠訴訟第一審の裁判官ら（東京地裁民事第24部）は、「前記第2の4(2)（原告の主張）の諸点等」の事実がその存否の認定を要する主要事実に該当すること、これにつき被告国の裁判上の自白が成立していることを明確に認識していたと言わざるを得ない。

さらに、前国賠訴訟控訴審（東京高裁第16民事部）は、かかる第一審における自白の成立等を主張している控訴理由書（甲10の109～115頁）を読んでいるのだから、この問題点を十分に認識していたはずである。

よって、この点からしても、前国賠訴訟第一審及び控訴審の裁判官ら（東京地裁民事第24部・東京高裁第16民事部）が、殊更に原告を敗訴させようとの違法・不当な目的をもって裁判官として付与された権限の趣旨に明らかに背いた権限行使をしていたことは明らかである。

(イ) 前記ウ(ウ)(オ)の瑕疵に関して

(ア) 前記ウ(ウ)(オ)で説明したとおり、前民事訴訟第一審判決（甲２）は、同訴訟中で乙第９号証として提出された武富士に対する「過払金返還請求通知書」（甲１）を巡って、明白な前後矛盾を含んでいる。

ところが、本件前国賠訴訟第一審判決は、その判決理由において前民事訴訟第一審判決の内容を事実摘示するに当たり、「（平成２１）年６月５日時点においては、未だ原告が武富士に対し１４０万円を超える過払金返還請求をすると確定したとはいえない」（甲２の２０頁最下行～２１頁２行目）の部分を摘示しなかった（甲６）。

しかしながら、この摘示されなかった部分は、前民事訴訟第一審判決の結論（Ｙ司法書士の非弁行為を否定）に直結する最重要の理由付け箇所なのであるから、かかる摘示の欠落はいかにも不自然であり、意図的、作為的でなければ到底起こり得ないことである。

つまり、ここにも、東京地裁民事第２４部が違法・不当な目的をもって裁判をしていたこと、付与された権限の趣旨に明らかに背いて権限を行使していたことが表れている。

(イ) (ア)のような事実摘示の欠落は不当であると原告が前国賠訴訟控訴審において指摘したところ、前記ウ(ウ)(オ)で説明したとおり、本件前国賠控訴審判決は、本件前国賠第一審判決の判決理由を引用するに当たり、同欠落部分を追加する補正を行った。

ところが、この補正の結果、前記ウ(ウ)(オ)で説明したとおり、本件前国賠控訴審判決それ自体に、明白な前後矛盾が生じてしまった。

かかる明白な判決中の前後矛盾に東京高裁第１６民事部が気付かなかったということは、この補正により本件前国賠第一審判決中の括弧書き前段の説明（前記ウ(ウ)(オ)）が打ち消されてしまうという位置関係にあることからして、非常に考えにくい。即ち、東京高裁第１６民事

部は、自らの下す判決の矛盾を知りつつ原告敗訴の結論を押し通したということになる。つまり、違法・不当な目的をもって裁判をした、付与された権限の趣旨に明らかに背いて権限を行使した、ということにほかならない。

(ウ) 前記ウ(エ)の瑕疵に関して

前記ウ(エ)で説明したとおり、本件前国賠第一審判決の括弧書き後段の説明（本件前国賠控訴審判決もそれを引用。）は、理由として全く成り立たない極めて不合理なものである。

このような不合理きわまる判示を敢えて行うこと自体が、東京地裁民事第24部・東京高裁第16民事部が違法・不当な目的をもって裁判をしていた、付与された権限の趣旨に明らかに背いて権限を行使していたことを示すものにほかならない。

(エ) 前民事訴訟の第一審以外の3件の裁判に言及していないことに関して

本件前国賠第一審判決及び本件前国賠控訴審判決は、前民事訴訟の4件の裁判のうち、第一審判決（福岡地方裁判所久留米支部。前記2(2)。甲2。）についてしか言及していない（括弧書き前段・後段の説明）。

しかしながら、前民事訴訟で確定した判決内容は、控訴審判決（福岡高等裁判所第4民事部。前記2(3)。甲3。）であり、同控訴審判決は、第一審判決の主文を改め、判決理由も第一審判決を全く引用することなく全面的に書き直している。その後の再審棄却決定（前記2(5)。甲4。）も抗告不許可決定（前記2(6)。甲5。）も同控訴審判決を前提としている。つまり、前民事訴訟第一審判決は、前民事訴訟の最終的に確定した結論に何ら論理的に繋がっていないのである。

かかる状況において、前国賠訴訟が前民事訴訟の第一審判決のみに言及し、他の3件の判決・決定に何ら言及しないというのは、普通は考えられないことである。

これは、要するに、前民事訴訟の控訴審判決・再審棄却決定・抗告不許可決定の3件の裁判（前記2(3)(5)(6)）は説明や弁解を試みる余地が全く見当たらないほどに不合理であったということにほかならない。しかし、それならば、少なくともその3件の裁判の違法だけでも認定して原告の請求を一部なりとも認容する判決を下せばよかつただけのことである。東京地裁民事第24部・東京高裁第16民事部は、そのような理に適った常識的な判決を作成することから外れ、敢えて歪曲した判決を行ったのであり、違法・不当な目的をもって裁判をした、付与された権限の趣旨に明らかに背いて権限を行使した、と評するほかない。

(2) 上告審（最高裁判所令和元年（オ）第1587号事件）

ア 棄却決定

前記(1)イの本件前国賠控訴審判決に対し原告が上告及び上告受理申立てを行ったところ、最高裁第三小法廷（上告審）（前記1(2)ウの裁判官ら）は、別紙3に記載の内容で上告棄却・不受理の決定を下した（以下、「本件前国賠上告棄却決定」という。甲8。）。

イ 裁判の瑕疵（違法性の客観面）

(ア) 民事訴訟法312条2項6号は、上告理由の一つとして、「判決に理由を付せず、又は理由に食違ひがあること」と規定している（即ち、理由不備又は理由齟齬）。

そして、その意味解釈として、理由不備につき、最判平成11年6月29日は、「主文を導き出すための理由の全部又は一部が欠けてい」て、判決が「その理由において論理的に完結して」いないことと述べており、また、理由齟齬につき、最判平成25年12月17日は、「理由の記載の間における明らかな矛盾が認められ、理由の記載から主文の結論を導くことができない」ことと述べている。

そうすると、前記(1)ウで説明したとおり、原判決たる本件前国賠控訴

審判決には、明らかに理由不備又は理由齟齬の違法があるから、上告手続により原判決は破棄されることになる。

(イ) そこで、原告は、この上告審における上告理由書及びその要旨において、理由不備及び理由齟齬を上告理由として明確に主張した（甲10の312～313頁、318～329頁）。

従って、最高裁判所としては、この上告理由の有無、即ち、理由不備又は理由齟齬が有るのか無いのかを判断しなければならないこととなるはずである。

(ウ)あ) しかるに、本件前国賠上告棄却決定は、原判決たる本件前国賠控訴審判決が理由を付しているのか否か、理由に食違いがあるのか否かという当の問題自体について全く判断を遺脱している。これは、明らかに裁判の瑕疵である（民訴法338条1項9号参照。）。

(イ) また、原判決たる本件前国賠控訴審判決には、前記(1)ウ(ア)(オ)で説明したとおり明らかに理由不備、理由齟齬の違法、即ち上告理由があるにもかかわらず、上告棄却の結論としたのは誤判であり、この点についても瑕疵がある。

(う) さらに、少なくとも、前記(1)ウ(ア)(オ)で指摘したような問題点が客観的に存在する以上、「上告の理由が明らかに第三百十二条第一項及び第二項に規定する事由に該当しない場合」（民訴法317条2項。傍点を付加した。）とは言えないにもかかわらず、決定手続で上告を棄却したことは、民訴法317条2項違反であり、この点についても本件前国賠上告棄却決定には瑕疵が認められる。

(エ)あ) なお、本件前国賠上告棄却決定は、上告棄却の理由として、「本件上告の理由は、理由の不備・食違いをいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものである（る）」と述べている（傍点を付加した。）。

(い) しかしながら、理由不備・理由齟齬という絶対的上告理由たる重大な訴訟手続違反の有無の問題と「事実誤認」か否かの問題とは、全く次元の異なる別の問題である。また、判決に理由不備・理由齟齬があってはならないという民事訴訟法の基本的要請（民訴法253条1項3号参照。）に反することが「法令違反」であることは当たり前のことである（かかる民訴法違反のうち特に重大なものが絶対的上告理由（民訴法312条2項各号）とされているのである。そもそも憲法違反の上告理由（同条1項）を排斥する際の言い回しをよく考えずに訴訟手続違反の場面（同条2項）に不用意に流用するから、このような訳の分からない事態になっているのである。）。

従って、単に「その実質は」の5文字を通すだけで本来の問題（理由不備・理由齟齬の有無）を別の問題（事実誤認又は法令違反）に置き換える（すり替える）というのは、全くもって粗雑で不当な立論というほかない（「その実質は～～である」といった評価を伴う判断を下すには、そのような評価に至るためのそれこそ実質的な理由ないし根拠を示す必要があるはずである。訴訟当事者に対しては「実質」を要求しておきながら自らは「実質」的な説明から逃避するという最高裁判所の安易で無責任、不誠実な姿勢とその積弊こそが昨今の民事裁判全般の質の低下と混迷をもたらしていると指摘せざるを得ない。）。

(う) さらにそもそも、原告は、当該上告審の上告理由においては、「事実誤認」の主張は一切行っていない。前国賠訴訟において、被告（被控訴人・被上告人）国は原告の主張する事実を一切争っていないのだから、事実誤認が問題となることは考え難い。その上で、原判決たる本件前国賠控訴審判決（その中で引用されている本件前国賠第一審判決）は、行うべき事実認定（争いが無いのだから原告の主張する事実を認める認定にしかなり得ない。）を欠いており、原告は、それによ

る論理的欠陥を指摘しただけである。これは上告理由書（甲10の312～330頁）を読めば至って明らかなことである。

(え) このように、本件前国賠上告棄却決定の「その実質は事実誤認又は法令違反を主張するものである」という理由付けは、論理的におよそ成り立つものではない。

(オ) 従って、本件前国賠上告棄却決定のうち、少なくとも上告棄却の部分について民訴法違反の瑕疵があることは明白である。

ウ 違法又は不当な目的等（違法性の主観面）

以下(ア)から(ウ)の点からして、本件前国賠上告棄却決定の前記イの瑕疵は、意図的に生じたものと見られる。

即ち、最高裁第三小法廷（上告審）において、前民事訴訟を担当した裁判官ら並びに前国賠訴訟の第一審又は控訴審を担当した裁判官らの失態を糊塗隠蔽しようとの違法又は不当な目的をもって、殊更な歪曲が敢行された、少なくとも、裁判官による誠実な判断とは認められないような不合理な裁判がなされた、裁判官として付与された権限の行使の方法が甚だしく不当であった、付与された権限の趣旨に明らかに背くものであった、と結論づけるほかない。

従って、昭和57年最判の言う「特別の事情」が認められ、前記イで説明した瑕疵の存在と相俟って、国賠法上の違法性が認められることになる。

(ア) 前記(1)ウ及び前記イで説明したとおり、原判決たる本件前国賠控訴審判決に上告理由たる理由不備の瑕疵があることはその判文（引用されている第一審判決の判文を含む。）の体裁からして明らかであり、上告理由書及びその理由要旨（甲10の312～330頁）を一読すれば理由不備・理由齟齬の瑕疵の存在は容易に理解できるものであった。

(イ) 少なくとも、本件前国賠控訴審判決につき、理由不備又は理由齟齬の上告理由に「明らかに」「該当しない」（民訴法317条2項）と言え

る状況では到底なかった（前記(1)ウ）。

それにもかかわらず、敢えて決定で上告を棄却したのは、判決により判断を下す場合に求められるであろう相応の分量の判決理由を書こうとした場合に合理的な説明を行うことが不可能であったからにほかならない。

(ウ) 最高裁第三小法廷（上告審）の担当裁判官らは、いずれもが赫々たる経歴を有する法律家であり、前記イの瑕疵が単なる見落としや勘違いなどの過失で生じたということとはあり得ない。そのような裁判官が4名も参加した合議体で相当の長期間にわたって審議されている上、裁判官である最高裁判所調査官らの補佐をも受けているのであるからなおさらのことである。

(3) 再審（最高裁判所令和2年（ヤ）第119号事件）

ア 棄却決定

前記(2)アの本件前国賠上告棄却決定に対し原告が再審の申立てを行ったところ、最高裁第三小法廷（再審）（前記1(2)エの裁判官ら）は、別紙4に記載の内容で棄却の決定を下した（以下、「本件前国賠再審棄却決定」という。甲9。）。

イ 裁判の瑕疵（違法性の客観面）

(ア) 民事訴訟法338条1項9号は、再審事由の一つとして、「判決に影響を及ぼすべき重要な事項について判断の遺脱があったこと」と定めている（民訴法349条により決定に対しても準用されている。）。

そうすると、前記(2)イで説明したとおり、本件前国賠上告棄却決定には、明らかに上告理由たる理由不備・理由齟齬の有無という決定に影響を及ぼすべき重要な事項についての判断遺脱の違法があるから、再審が認められることになる。

(イ) そこで、原告は、再審申立書においてこの再審事由を明確に主張した

(甲11の4～10頁)。

従って、最高裁としては、この再審事由の有無、即ち、それが決定に影響を及ぼすべき重要な事項に該当するのか、該当するとしてそれにつき判断がなされているのか遺脱しているのか、を判断することになるはずである。

(ウ) しかるに、本件前国賠再審棄却決定は、原決定たる本件前国賠上告棄却決定につき、重要事項該当性についても判断の有無（遺脱か否か）についても全く触れることなく、再審の申立てを棄却した。

しかしながら、本件前国賠上告棄却決定に重要事項の判断遺脱の再審事由（民訴法338条1項9号）が存在することは前記(2)イ、前記(ア)のとおり明白であるから、これは完全な誤りであり、民訴法に違反する裁判の瑕疵と言わざるを得ない。

(エ)あ) なお、本件前国賠再審棄却決定は、棄却の「理由」として、「対象事件の決定に所論の民訴法338条1項所定の再審事由があるものとは認められない」と述べている。

(い) しかしながら、「民訴法338条1項所定の再審事由があるものとは認められない」というのは、再審の申立てに対するまさに判断の結論なのであって、なぜ「再審事由があるものとは認められない」のかを条文に示された要件に即して説明することこそが「理由」なのである（例えば、その内容や結論は全く不当であるが、前民事訴訟の再審請求棄却決定は一定の理由を示している（甲4）。）。

「理由」としてそのような合理的、論理的、実質的な説明を欠いている点についても、本件前国賠再審棄却決定には瑕疵があると言わなければならない（民訴法122条、253条1項3号）。

(オ) 従って、本件前国賠再審棄却決定につき民訴法違反の瑕疵があることは明白である。

ウ 違法又は不当な目的等（違法性の主観面）

以下(ア)(イ)の点からして、本件前国賠再審棄却決定の前記イの瑕疵は、意図的に生じたものと見られる。

即ち、最高裁第三小法廷（再審）において、前民事訴訟を担当した裁判官ら、前国賠訴訟の第一審又は控訴審を担当した裁判官ら並びに前国賠訴訟の上告審を担当した自らの失態を糊塗隠蔽しようとの違法又は不当な目的をもって、殊更な歪曲が敢行された、少なくとも、裁判官による誠実な判断とは認められないような不合理な裁判がなされた、裁判官として付与された権限の行使の方法が甚だしく不当であった、付与された権限の趣旨に明らかに背くものであった、と結論づけるほかない。

従って、昭和57年最判の言う「特別の事情」が認められ、前記イで説明した瑕疵の存在と相俟って、国賠法上の違法性が認められることになる。

(ア) 前記(2)イ及び前記イで説明したとおり、原決定たる本件前国賠上告棄却決定につき上告理由たる理由不備・理由齟齬の有無という重要事項の判断を遺脱するという瑕疵があることは、その判文の体裁からして明らかであり、そのことは、再審申立書及びその後に補足的に原告が提出した準備書面（甲11の4～10頁・35～40頁）を一読すれば容易に理解できるものであった。

(イ) 最高裁第三小法廷（再審）の担当裁判官らは、いずれもが赫々たる経歴を有する法律家であり、前記イの瑕疵が単なる見落としや勘違いなどの過失で生じたということとはあり得ない。そのような裁判官が5名も参加した合議体で相当の長期間にわたって審議されている上、裁判官である最高裁判所調査官らの補佐をも受けているのであるからなおさらのことである。

4 仮に故意や意図性（違法又は不当な目的等）の事実までは認定できなかったとしても、やはり国賠法上の違法性が認められること

(1) 著しい過失や不合理は「特別の事情」に含まれること

ア 昭和57年最判は、裁判官がした争訟の裁判について国賠法上の違法性の判断基準として、「当該裁判官が違法又は不当な目的をもって裁判をしたなど、裁判官がその付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行使したものと認めうるような特別の事情があることを必要とする」と判示する（いわゆる違法限定説。）。

イ そこで、この「特別の事情」の射程範囲が問題となるが、これについては、「違法又は不当な目的をもって裁判をした」場合というのは一例であって、裁判の内容等が杜撰であるなど著しい過失がある場合、国民の司法制度に対する信頼を損ないかねないような著しい不合理がある場合もこれに含まれると解釈するのが妥当である（大阪高判平成6年10月28日、名古屋高判平成15年12月24日等参照。）。

ウ そうすると、仮に万一、前記3で説明した違法性の主観面としての違法又は不当な目的等、即ち故意ないし意図性までもは認定できなかったとしても、少なくとも、前記3で説明したとおり前国賠訴訟の各裁判の瑕疵（違法性の客観面）の程度は著しく不合理で重大であり、杜撰な裁判がなされた、担当裁判官らに著しい過失があった（違法性の主観面）と評価すべき域に達している。

エ 従って、いずれにしても、本件前国賠訴訟の各裁判につき違法限定説の言う「特別の事情」が認められ、国賠法上の違法性が認定される。

(2) 本件は、本来、職務行為基準説によることが適切であること

ア 国賠法上の違法性については、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と行為をしたと認め得るような事情がある場合に限り国賠法上の違法性が認められるとする判断基準（最判平成5年3月11日参照）、即ち職務行為基準説が原則とされている。つまり、前記(1)アの違法限定説は、裁判官による争訟の裁判の場合の特則という位置づけである。

イ そこで、何故このように裁判官による争訟の裁判の場合に国賠法上の違法性を限定的に解釈するのかその理由が問題となるが、これについては、争訟の裁判の違法は上訴、再審等の制度を利用して当該訴訟手続内で解決することが原則として予定されている所にあるからと理解される。実際、昭和57年最判も前記引用箇所の前に「裁判官がした争訟の裁判に上訴等の訴訟法上の救済方法によつて是正されるべき瑕疵が存在したとしても」との前提を置いていることからしても、この理は明らかである。

ウ すると、本件前国賠訴訟の事案のように、当事者が上訴、再審の手続を尽くしてもなお裁判の瑕疵が是正されなかった場合、あるいは上訴・再審裁判所自体が上訴・再審制度による事件当事者の救済を不合理に阻んでいる場合、上訴・再審制度が正常に機能していない場合などには、このように違法性を限定して解釈する必要性も認め難いことになる。

このように考えれば、本件前国賠訴訟の各裁判については、違法限定説でなく通常の国賠法の違法性の基準である職務行為基準説により違法性の判断を行うことが本来のあり方、つまり合理的法解釈ということとなる。

エ そうすると、仮に万一、前記3で説明した違法性の主観面としての違法又は不当な目的等、即ち故意ないし意図性までもは認定できなかったとしても、少なくとも、前記3で説明したとおり前国賠訴訟の各裁判の瑕疵（違法性の客観面）の程度は著しく不合理で重大であり、杜撰な裁判がなされた、担当裁判官らに著しい過失があったと評価すべき域に達しているのであるから、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と行為をしたと認め得るような事情も当然に認められ、従って、国賠法上の違法性が認定されるものと理解される。

(3) 従って、(1)、(2)より、違法限定説を採るにせよ、職務行為基準説を採るにせよ、いずれにしても、本件前国賠訴訟の各裁判につき国賠法上の違法性が認定される。

- (4) ともあれ、裁判所が国賠法上の違法性の解釈基準を判示するにあたっては、憲法17条が公務員の不法行為により損害を受けた者の国家賠償請求権を基本的人権として明文で定めていることを十分に踏まえ、さらにもし裁判官がする争訟の裁判についてのみ違法を限定的に解釈するという立場をとりたいのであれば、憲法32条が裁判を受ける権利を基本的人権として規定していることをも念頭に置いて、説得力ある実質的な説明を国民ないし社会に対して示すことが適切であろう。

5 因果関係

(1) 相当因果関係

前国賠訴訟の4件の一連の裁判の瑕疵については前記3でそれぞれ説明したところであるが、これらは、順次の誤判の積み重ねの事案であるから、これら4件の一連の審級の裁判のうち少なくともいずれか1件の裁判について瑕疵が認められれば、原告の前国賠訴訟敗訴（請求全部棄却）及びそれによる後記6の損害との間の相当因果関係は、問題なく認められる。

(2) 相当程度の可能性の侵害

なお、前記3で説明したような前国賠訴訟の各裁判の違法性の態様に鑑みれば、少なくとも、前国賠訴訟が民訴法の常識に沿った順当な裁判であったとしたら、原告の前国賠訴訟の請求の大部分が認容される内容の確定判決に至った相当程度の可能性は有ったと言える。

従って、最低限でも、前記3の4件の一連の前国賠訴訟の裁判が当該可能性を侵害しているとは言える。

6 損害

前国賠訴訟の4件の一連の違法な裁判によって原告が被った損害は、以下のとおりである。

(1) 前国賠訴訟敗訴による国への請求権喪失による損害

ア 前国賠訴訟の請求額 1124万7526円

イ アに対する前記3(3)の裁判の日の前日までの遅延損害金（年5分の割合）
191万1464円

ウ 前国賠訴訟遂行費用の一部

（ア） 訴え提起手数料 5万6000円

（イ） 控訴提起手数料 8万4000円

（ウ） 上告提起手数料 11万2000円

（エ） 再審申立て提起手数料 1500円

エ アからウの合計額 1341万2490円

(2) 精神的苦痛による損害

憲法上、国民は、公務員の不法行為による損害賠償請求権を保障されており（憲法17条）、さらに裁判を受ける権利を保障され（憲法32条）、他方、裁判官は、良心に従い独立して職権を行い、法律に拘束され公正に職務を遂行するはず（憲法76条3項、民訴法2条前段）である。それなのに、前国賠訴訟を提起した原告は、前記3(1)から(3)のとおり、4回立て続けに、意図的に歪曲されたとしか見えない裁判、少なくとも裁判官による誠実で良識ある判断とは到底認め難い不合理な裁判、しかも、裁判官どうしの庇い合い、癒着、失態の隠蔽、責任逃れのためのまやかしとしか見えない裁判を執拗に受け続け、その結果、正当な法的権利の行使を妨害された。これでは、法治国家の裁判所の仕事ぶりとは到底言い難く、「法の支配」からかけ離れた呆れるべき民事訴訟の顛末というほかない。

原告は、かかる一連の裁判所ないし裁判官らの誠実さ廉潔さを感じさせない理不尽な行状と、その結果自らの正当な法的権利が剥奪されてしまったことにつき、計り知れない精神的衝撃を受けている。そして、その精神的苦痛を慰藉する金額としては、裁判官の職責の重大さ、それにもかかわらず民訴法の規定を蔑ろにして論理性の全く欠如した判決文ないし決定文を平然と下し続けた行為の悪質性、裁判官の中でも特に著しく高位要職にある裁判官

らが多数関与していること等に鑑み、少なくとも600万0000円を下らない。

(3) 弁護士費用

少なくとも、以上(1)(2)の損害額の1割の金額が相当である(194万1249円)。

(4) 前記(1)から(3)の合計額は、2135万3739円となる。

本件訴訟においては、その一部770万0000円を元本として請求する。

7 結語

よって、原告は、被告国に対し、国賠法1条1項に基づき、前記6に掲げた損害金2135万3739円の内金770万0000円及びこれに対する最終の不法行為の日である令和2年7月17日から支払済みまで民法所定の年3パーセントの割合による遅延損害金の支払を求める。

(以下省略)

(別紙省略)